



民生委員児童委員協議会とは??



横浜市民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

民生委員・児童委員は、おおむね連合自治会・町内会ごとに設置される「地区民生委員児童委員協議会」（以下、地区民児協）に所属して活動しています。地区民児協では、委員同士の連携を図ると共に、さまざまな課題を抱える世帯への支援方法等についての検討も行います。

一方、市区町村、県・指定都市、全国の、それぞれの段階にも民生委員児童委員協議会（以下、民児協）が組織されています。区民児協は、その地域内にある地区民児協の連合組織であることから、「連合民児協」と呼ばれ、地区民児協での活動のサポートを行っています

民生委員児童委員協議会(民児協)の組織構成図

(民児協数は令和2年4月全民児連調べ)

全国民生委員児童委員連合会
(全民児連)

都道府県・指定都市
民児協の連合体

都道府県
指定都市
民児協

市区町村民児協の
連合体
(67団体)

連合(任意)組織

〇〇郡民児協

〇〇市民児協

〇〇区民児協
東京都と指定都市のみ

1,955組織

単位(法定)組織

民生委員法第20条に基づく設置

〇〇町民児協

〇〇村民児協

〇〇(地区)民児協

〇〇(地区)民児協

〇〇(地区)民児協

〇〇(地区)民児協

10,417組織



横浜市の民児協についてはこちら→

横浜市民児協

民生委員・児童委員の声



人生の先輩とお話できて
学んだことが
たくさんありました。



活動の中で地域のさまざま
な人と繋がりができました。
一生の宝です

「ありがとう」と言われたり、
笑顔を見ると、喜びを感じます。



支援機関とのつながりができたことで、
自分や家族に何かあった時も安心です。



* 民生委員・児童委員には守秘義務があり、個人の秘密やプライバシーは固く守られます。
* お住まいの地区の担当民生委員などお問い合わせは各区役所民生委員担当へ